

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。）第113条及び第119条の規定により、次の機関を特定地域医療提供機関として指定した。

令和6年（2024年）9月9日

北海道知事 鈴木 直道

○指定の種類（ ）は指定医療機関数

特定地域医療提供機関（1）	地域の医療提供体制の確保のために医師に長時間労働をさせざるを得ない医療機関
---------------	---------------------------------------

○特定地域医療提供機関の指定（指定期間：令和6年9月9日から3年間）

医療機関名（所在地）	指定の種類	指定事由	指定日
市立函館病院（函館市）	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年9月9日

○特定地域医療提供機関・連携型特定地域医療提供機関の評価結果

	指定を受けようとする特定労務管理対象機関の種別		医療機関勤務環境評価センターの評価	都道府県による支援の方針
	指定の種類	指定事由	評価結果の概要	
市立函館病院（函館市）	特定地域医療提供機関（B水準）	救急医療	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。 それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、医師の適切な労働時間の把握・管理体制の整備がなされている。 労働時間短縮に向けて、引き続き改善に向けた取組が望まれる。	—